

納税は 納期限内で 元気な福生

くるみるふっさ ガイドツアー

▼どんど焼きと多摩川の野鳥観察ツアー

お正月の「どんど焼き」に参加して良い年を迎えましょう。今回はガイド付きの野鳥観察や国登録有形文化財の「旧ヤマジウ田村家住宅」等を巡ります。お昼は「藤屋」で「そば肴3種盛り」をお楽しみください。当日はお炊き上げできる物をご持参ください。
【日程】1月9日(祝)
【集合時間・場所】午前8時15分・牛浜駅西口階段下

【定員】20人※申込み多数の場合は抽選
【参加費】1,500円(昼食・保険代含む)
【行程】牛浜駅(集合)→多摩川中央公園河川敷(どんど焼き、野鳥観察)→古民家(旧東海居)→旧ヤマジウ田村家住宅→藤屋(昼食)→福生駅(解散)
【歩行距離】約5km(約5時間30分)
【申込み】受付中。1月6日(金)までに直接または電話でくるみるふっさ ☎ 530・2341へ(月曜定休日※祝日を除く)。



年金だより

▼源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。65歳未満で老齢年金の額が108万円以上の方や、65歳以上で老齢年金額が158万円以上の方は、所得税を年金から源泉徴収することになっています。
老齢年金受給者の方には、日本年金機構から「源泉徴収票」が1月下旬に送付される予定ですので、確定申告等の際にご活用ください。源泉徴収票を紛失された方は年金事務所までお問い合わせください。※障害年金・遺族年金は非課税です。
【問合せ】ねんきんダイヤル ☎ 0570・05・1165 (050ではじまる電話でかける場合は ☎ 03・6700・1165)、青梅年金事務所 ☎ 0428・30・3410

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認について

年末調整及び確定申告に用いる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額に関する電話での問合せは、個人情報保護の観点から、お受けしていません。納付額を確認する場合は、身分証明書を持参し、市役所一階3番収納課窓口にお越しください。
なお、納税義務者と別世帯の方の公平性の確保を目的とし、都

帯の方が来庁される場合は、身分証明書に加え、納税義務者からの委任状が必要となります。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578、保険年金課 ☎ 551・1640、保険年金課後期高齢医療係 ☎ 551・1767、介護福祉課 ☎ 551・1764
12月はオール東京滞納STOP強化月間です
安定した税収と納税義務の公平性の確保を目的とし、都

と区市町村が連携して、徴収対策に取り組んでいます。
【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578
創業希望者必見！創業セミナー「マーケティングはじめの一步」を開催します！
創業を成功させるための「売れる仕組みづくり」を学べるセミナーです。
【日時】 1月14日(土)午後1時～4時
【場所】 女性総合センター アイム(立川市曙町二丁目36-2ファール立川センタースクエア内)
【定員】 先着30人
【講師】 高谷桂子氏(吉祥村塾認定マーケティング講師)
【申込み】 受付中。1月12日(木)までに電話でシティグループ ☎ 551・1699へ。

中小企業退職金共済制度

中小企業退職金共済制度(中退共)は中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。事業主が中退共と契約を結び、毎月掛金を納付することで、従業員が退職した際に中退共から退職金が直接支払われます。掛金の一部は国からの助成が受けられ、全額非課税となります。詳しくはお問い合わせください。
【問合せ】 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 ☎ 03・6907・1234

平成 27 年度福生市の国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします 【問合せ】 保険年金課 ☎ 551・1640

平成 27 年度の国民健康保険特別会計決算は、平成 26 年度に引き続き黒字となりました。これは、前年度繰越金があったことなどが要因として考えられますが、一般会計からの 8 億円の赤字の補てんも行って、結果的に黒字となったもので、依然として苦しい運営の状況は変わりません。

＜平成 27 年度決算の傾向＞

平成 27 年度は、歳出の保険給付費(医療費等の現物給付と現金給付との合計額)が、前年度比較で 2.1% (約 9,372 万円)増加となりました。また、共同事業拠出金、歳入の共同事業交付金が、それぞれ大幅な増加となっていますが、これは、レセプトの対象範囲が拡大されたことによるものです。

＜加入世帯・被保険者数の状況＞

平成 28 年 3 月末現在の加入世帯数は 11,977 世帯、被保険者数は 18,404 人で、市全体に占める割合は、世帯数が約 40% で被保険者数が約 31% となっています。

＜歳入・歳出及び財源状況＞

●歳入(図 1)
被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約 16% です。また、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れられた金額(一般会計繰入金)は、全体の約 13% にのぼり、この繰入金には、国民健康保険税のうち納められていない額(収入未済額)や医療機関への支払の不足額を補うための赤字補てんが含まれています。

●歳出(図 2)
被保険者の皆さんへの現物給付及

び高額療養費などの現金給付を行う「保険給付費」は、支出全体の約 57% を占めます。また、後期高齢者支援金等(後期高齢者医療保険制度に使われる財源)は約 13%、介護給付費納付金(介護保険制度に使われる財源)は約 5% です。

▽現物給付とは、医療機関で受診する際の給付で、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費負担を除いた残りの医療費のことです。これは、国民健康保険特別会計から医療機関へ支払われます。

▽現金給付とは、被保険者へ現金で支給されるもので、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の 7 割分が支給されるなど、国民健康保険特別会計から被保険者に後日現金で支払われます。

●医療費一人当たり財源内訳(図 3)

円グラフ中央の数字は、27 年度中に国民健康保険特別会計から支払った被保険者一人当たりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が 237,000 円、退職被保険者(被扶養者も含む)が 325,000 円です。円グラフでは、その費用に対してどのような財源がどれだけ充てられているかを表しています。

－国民健康保険被保険者の皆さんへ－

平成 27 年度の歳入部分の国民健康保険税は約 13 億 4,017 万 4 千円となっていますが、そのうち前年度以前に収入未済となっていた保険税で納めていただいた分を除いた平成 27 年度現年度保険税のみでは約 12 億 2,481 万 7 千円になります。本来見込まれていた収入予定額(調定額)

は 27 年度現年分のみで約 13 億 6,699 万 8 千円、収入予定額から実収入額を引くと約 1 億 4,218 万 1 千円という金額が出てきます。この金額が 27 年度末で未収となりました。現年度分収納率では、前年度の 89.3% から平成 27 年度は 89.6% となり、0.3 ポイント上がっています。

もし 1 億 4,218 万 1 千円が納付されていれば、27 年度は一般会計からの純粋な財源不足(赤字)補てん額は 8 億円です。財源不足(赤字)補てん額は約 6 億 6 千万円です。

●納付にご協力を

被保険者の方が相互に手を取り合って支えあう「互助の精神」の実践が国民健康保険の制度の維持につながります。なお、納期内納付が困難なときは、ご相談にも応じています。

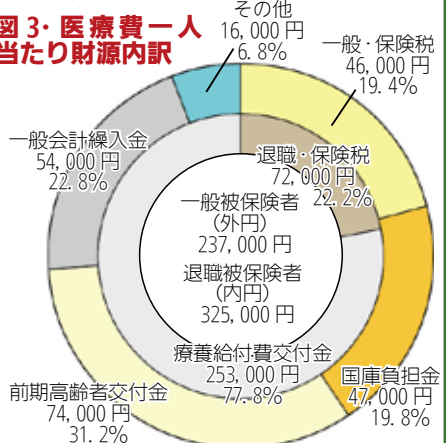
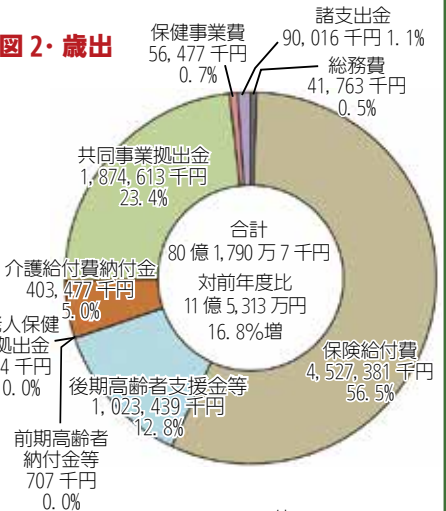
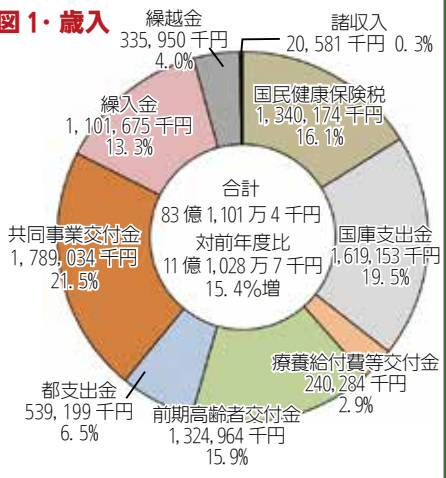
●「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を通知します

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年 9 回お送りしています。これは先発医薬品からジェネリック医薬品に変えた場合の差額が 100 円以上になる方に通知しています。通知には現在の使用薬品名、現在使用している薬の自己負担額と、その薬をジェネリック医薬品に変更した場合の節減額等が表示されています。

ジェネリック医薬品の利用については、病院や薬局で受診した際、医師、または薬剤師にご相談ください。

●保険証の医療機関への提示について

保険証は医療機関等で保険適用の医療行為や調剤を受ける場合、必ず提示してください。保険証を提示しない場合や有効期限の過ぎた保険証を医療機関に提示した場合、保険適用による医療が受けられない場合がありますのでご注意ください。



【12月の納税のお知らせ】12月は固定資産税・都市計画税(第3期)、国民健康保険税(第6期)、介護保険料(第6期)、後期高齢者医療保険料(第6期)の納期です。12月28日(木)までに納めてください。口座振替は12月28日(木)の予定です。※納期を過ぎると延滞金が課されます。【問合せ】収納課 ☎ 551・1578